

1. 優れた自然と共生するために

- (1) 川を中心とした環境の保全と創造
- (2) 優れた自然環境の保全と活用
- (3) 多様な生態系の保全と再生**
- (4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

(3) 多様な生態系の保全と再生

1) 現状と課題

○里山環境の保全が必要です

通常、都市の形成は、河川の下流域に人が集まり、まちが形成され、発展していくことが一般的ですが、本市は釣川の中流域に都市部が形成され、発展してきました。

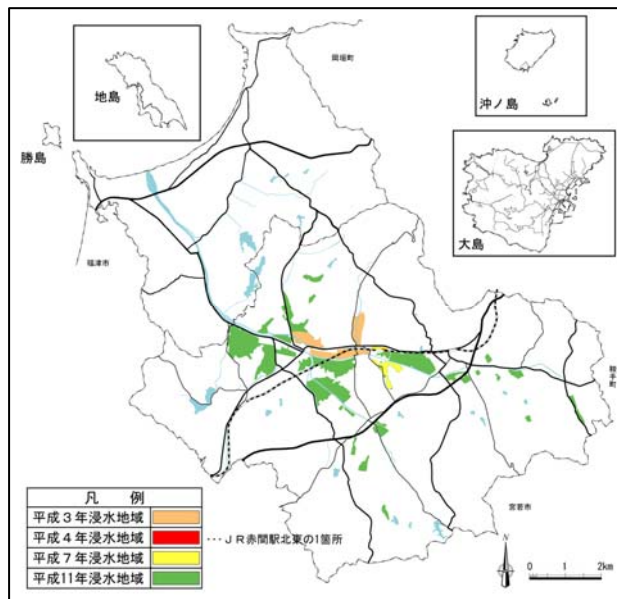
水源地である上流域から水を消費する都市部との距離が近いために、集中豪雨による突発的洪水で冠水する可能性があります。また、山林などの保水機能を十分に発揮するためにも、山林や丘陵地における開発への対応は慎重に進める必要があります。

○農林水産業は自然環境と深く関わっています

農林水産業は、自然環境と最も深く関わっている産業ですが、その従事者は減少傾向にあります。

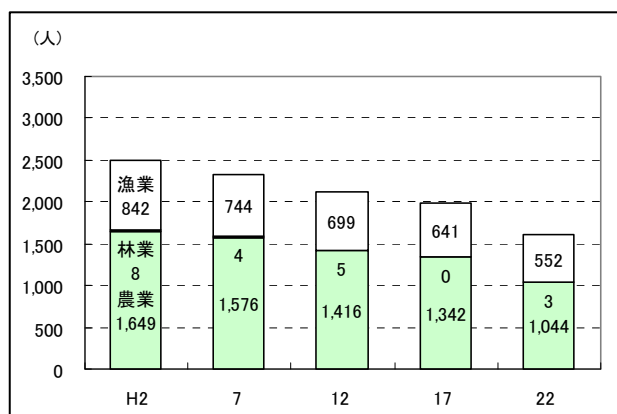
農林水産業の従事者が環境保全に対して寄与してきた役割は大きく、自然への働きかけが減少することは、竹林の繁茂などの里地里山の荒廃、農地の多面的機能の一つである保水能力の低下、水産資源の減少などが進んでいきます。

農林水産業は自然環境の保全に寄与する重要な産業であることを認識し、市民全体で支えていく必要があります。



■既往水害の状況

大雨によって釣川中流域の市街地や水田などが浸水被害を受けています。



■第一次産業人口の推移(国勢調査結果)

5年に一度の国勢調査で毎回減少している第一次産業の人口



■竹林に覆われた里山

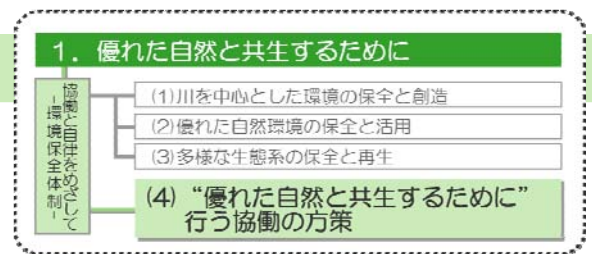
2) 目標達成のための個別施策

①里地里山の保全と再生

- 城山や許斐山などの自然林や新立山などの水源地となる山林を保全します。
- 荒竹林対策や広葉樹の植林など里地里山の保全を図ります。
- 農作物の収穫に対する影響を及ぼす鳥獣被害防止対策を推進します。
- 固有の生態系を保全するために、ブルーギルやオオクチバスなどの特定外来生物の防除対策を推進します。

②農林水産業からみた環境保全

- 耕作放棄地の活用や農業の活性化によって農地の保全を図り、農地の多面的機能である保水力の確保や地域の生態系保全の確保を図ります。
- 農林水産業が自然環境保全に対して重要な役割を持っていることを広く市民に啓発します。



(4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

- 自然環境情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 自然環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- 水辺教室やホタルの育成などを実施します。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- 自然環境問題に取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 釣川クリーン作戦や河川浄化運動など各種団体との協働による活動を推進します。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。

3) 環境保全活動の推進

- 地元の専門家の指導を受けながら市民ボランティアによる自然環境調査を実施します。
- 森林整備は水源かん養や良好な漁場の形成にも寄与しているため、植林活動への参加を促進します。
- 市民や事業者による自然環境保護活動の参加を促進します。
- 地域住民で共同活動を行う農地・水保全管理支払交付金(生き物調査など)を活用します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくります。
- 団塊世代の積極的な取り込みを行います。
- 市民活動の拠点として市民活動交流館※を活用します。

※市民活動交流館：情報収集、相談、学習、育成、交流、活動、創作の拠点。

優れた自然と共生するために

□市民・市民団体・事業者の行う取り組みの具体例

<市民>

- 自然観察会や自然保護活動などに参加する。
- 自然環境調査に協力する。
- 森林や農地の価値を理解し、環境保全活動に積極的に参加する。
- 荒竹林の管理活動に積極的に参加する。

<市民団体>

- 自然観察会や学習会などを企画、実施する。
- 自然環境に関するガイド活動を実施する。

<事業者>

- 土地利用にあたっては自然環境への配慮や周辺景観との調和に十分配慮する。
- 地域住民と協力して環境保全活動に参加する。

□めやすとなる数値目標

1) 自然景観の美しさの向上※

- 自然景観の美しさに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 58.5%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 66.0%にします(平成 24 年度は 64.9%)。

2) 水辺とのふれあいの向上※

- 水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 28.3%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 41.0%にします(平成 24 年度は 32.3%)。

3) 緑とのふれあいの向上※

- 緑とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 53.4%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 62.0%にします(平成 24 年度は 60.8%)。

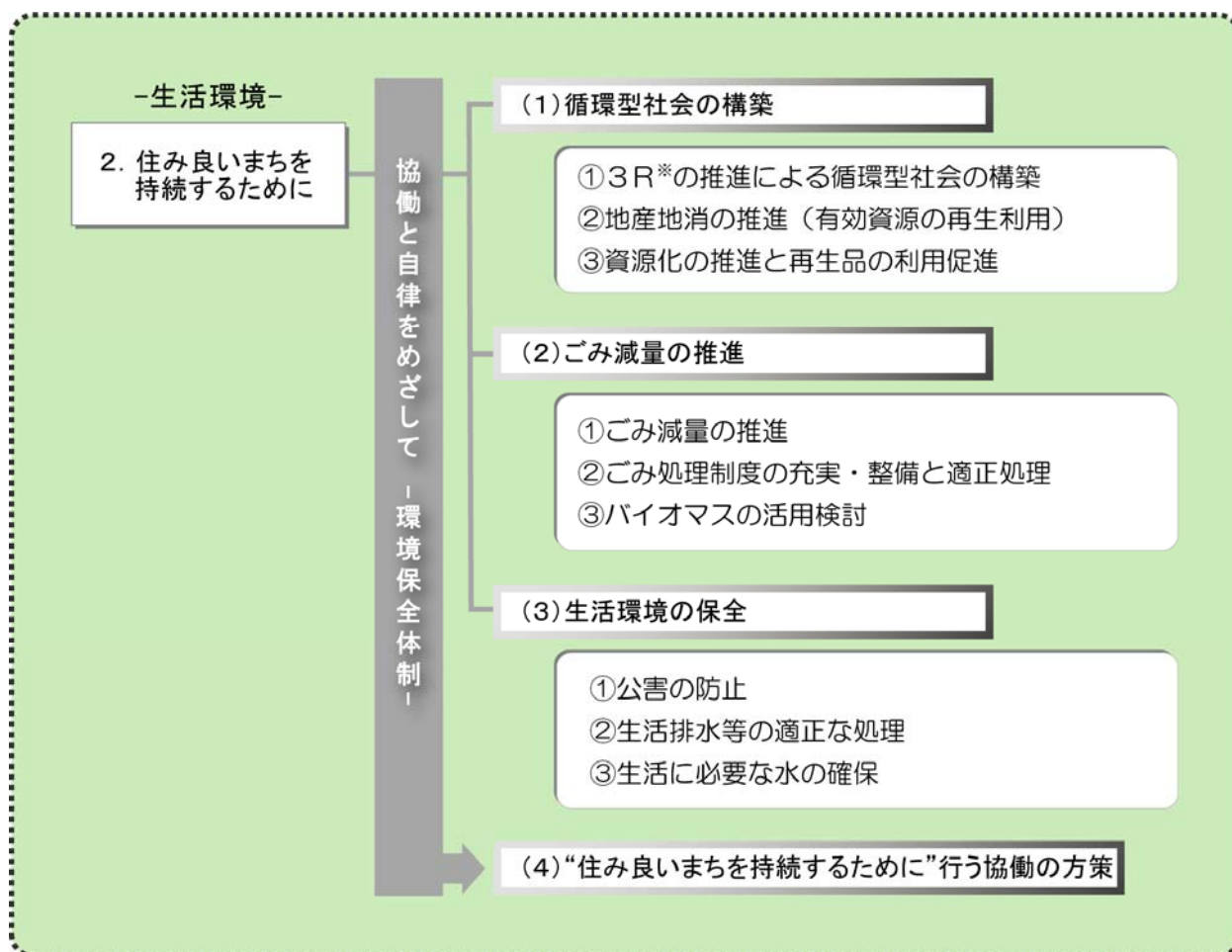
4) 生き物とのふれあいの向上※

- 野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 43.9%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 51.0%にします(平成 24 年度は 48.1%)。

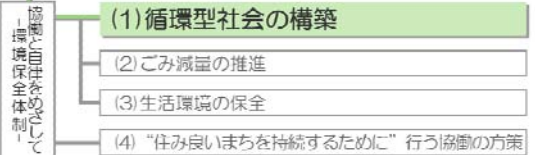
数値目標について

※ 市民の満足度の計画策定時数値は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標数値はアンケート調査(H18 年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。

2. 住み良いまちを持続するために



※3R：Reduce(リデュース：ごみの発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとった言葉。



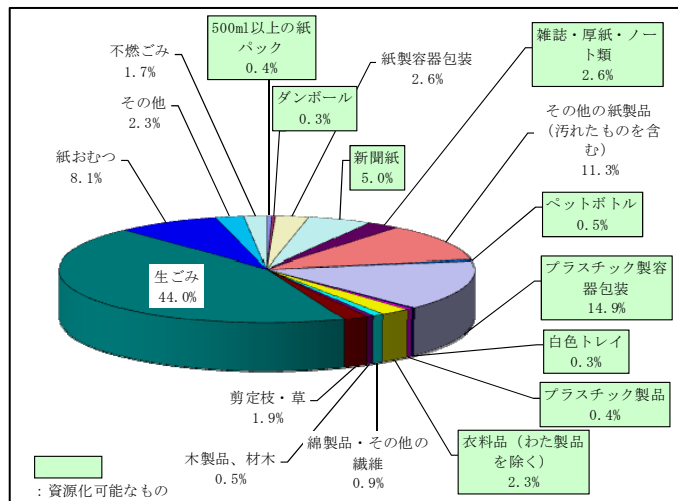
(1) 循環型社会の構築

1) 現状と課題

○燃やすごみの中に資源化可能なものがあります

現在、地域集団回収や分別収集・拠点回収が進められていますが、平成 24 年 2 月に実施した家庭系ごみの 9 割を占める燃やすごみの組成調査では、生ごみの割合が 44%を占め、前回調査(平成 16 年 9 月)の 34%を大きく上回っています。また、資源化が可能なものが 25%以上含まれています。

ごみの分別は資源物として再生使用すると同時に、燃やすごみの減量にもつながりますので、これまで以上にごみ分別の徹底に向けた取り組みが必要です。



■ごみの組成

家庭系の燃やすごみの中身を調べるとプラスチック製の容器包装や新聞紙、ダンボールなど資源化が可能なものが含まれていました。

2) 目標達成のための個別施策

①3Rの推進による循環型社会の構築

- 3Rを推進し、循環型社会を構築します。
- 廃棄物等の発生が少ない製品や環境への負荷の少ない製品の優先的な購入(グリーン購入)を推進します。
- 市民や事業者の協働によるマイバッグ運動など、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。

②地産地消の推進(有効資源の再生利用)

- 地域全体で生ごみなどの有効資源の再生利用を図るなど、地域循環システムを構築し、第一次産業の振興と環境保全を一体的に図ることができる地産地消を推進します。

③資源化の推進と再生品の利用促進

- 資源物受入施設・ステーションの利便性を向上させるために、運営効率の向上をめざします。
- 生ごみ処理機等での堆肥化などにより、生ごみの減量、資源化を推進します。

2. 住み良いまちを持続するために

- (1) 循環型社会の構築
- (2) **ごみ減量の推進**
- (3) 生活環境の保全
- (4) “住み良いまちを持続するために” 行う協働の方策

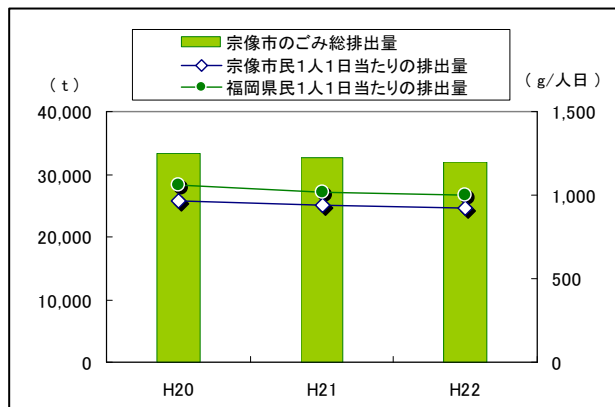
(2) ごみ減量の推進

1) 現状と課題

○ごみ総排出量は減少しつつあります

平成 22 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 924 g で、福岡県民の 1,001 g に比べると少なくなっており、年々わずかながら減少傾向にあります。また、ごみの総排出量も減少傾向にあります。

環境への負荷の軽減、循環型社会づくりのためにも、なお一層ごみの減量に向けた取り組みが必要です。



■ごみ排出量の推移(環境省一般廃棄物処理実態調査結果より)
ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)や市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

2) 目標達成のための個別施策

①ごみ減量の推進

- ごみ減量に向けた啓発活動を積極的に行います。
- 生ごみ減量に向けたダンボールコンポスト等の普及に努めます。

②ごみ処理制度の充実・整備と適正処理

- ごみの出し方に関するルールの徹底を図ります。
- ごみの適正処理と効率的な運営を図ります。
- 循環型ごみ処理システムの構築を推進します。

③バイオマスの活用検討

- 生ごみやせん定枝などのバイオマス※の活用の可能性について調査・研究を進めます。

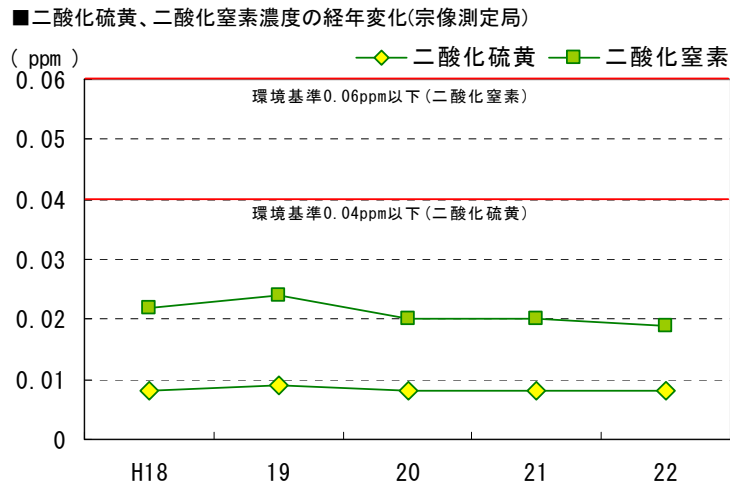
※バイオマス：もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

(3) 生活環境の保全

1) 現状と課題

○大気や水などはおおむね良好です

大気環境の状況は、二酸化硫黄(SO₂)や二酸化窒素(NO₂)などの濃度は環境基準を満たしています。



二酸化硫黄: 日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値)
二酸化窒素: 日平均値の年間98%値(年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するもの)

[資料: 福岡県公害関係測定結果]

市内3か所で測定している自動車交通騒音測定結果は、いずれも要請限度^{※1}を超えていません。その他、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの結果も環境基準に適合しています。

■自動車交通騒音測定結果(等価騒音レベル^{※2})

(単位: dB)

道路名・測定地点	自動車騒音の限度 (要請限度)における 区域の区分	測定結果	H19	20	21	要請限度
国道3号(1) 自由ヶ丘5-1086-151付近(H19) 自由ヶ丘5-1086-152付近(H20) 自由ヶ丘5-1086-154付近(H21)	a	昼間	65	60	61	70以下
		夜間	59	55	57	65以下
国道3号(2) 自由ヶ丘3-918-33付近(H19) 自由ヶ丘3-918-32付近(H20) 徳重831-3付近(H21)	a	昼間	55	55	65	70以下
		夜間	51	52	61	65以下
県道97号線 (県道福岡宗像玄海線) 田熊1-1-27付近	b	昼間	63	61	64	75以下
		夜間	56	55	57	70以下

[資料: 福岡県公害関係測定結果]

※1 要請限度: 騒音規制法及び振動規制法に基づいて定められた、自動車交通に係る騒音及び振動の基準のこと。この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができることとなっている。

※2 等価騒音レベル: 時間とともに変動する騒音について、一定期間の騒音の代表値を表現する方法のひとつ。騒音に係る環境基準は、従来は騒音レベルの中央値で評価していたが、1999年4月より等価騒音レベルで評価している。

市民アンケート調査でも空気のきれいさや静けさ、日当たりの状況など、生活環境に関する満足度は高くなっています。

○環境の満足度ベスト5

- 1 位：日当たりの状況(81.3%、前回 1 位 79.9%)
- 2 位：空気のきれいさ(71.6%、前回 3 位 67.6%)
- 3 位：周辺の静けさ(70.8%、前回 2 位 70.8%)
- 4 位：自然景観の美しさ(64.9%、前回 4 位 58.5%)
- 5 位：緑とのふれあい(60.8%、前回 5 位 53.4%)

※()内は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合

[市民アンケート調査結果(H24 年度)より、前回は H18 年度調査]

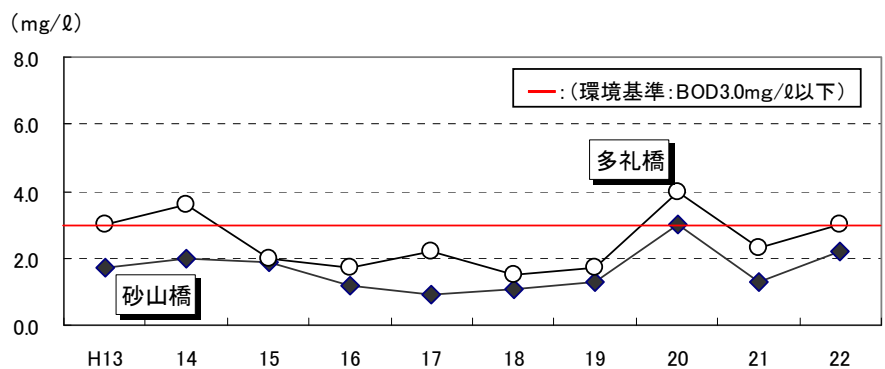
このように、生活環境の現況は環境基準を満たしており、概ね良好な状態にありますが、光化学オキシダントについては、全国のほとんどの測定局及び福岡県内全ての測定局で環境基準を達成できていません。

各種法律に基づく環境基準を維持しつつ、より良い状況へと向上していく必要があります。

○玄海地域の下水道への接続^{※1} 拡大が必要です

釣川に 2 地点ある環境基準点の BOD^{※2} はいずれも環境基準値を下回っており、良好です。

■河川水質の経年変化(BOD75%値)



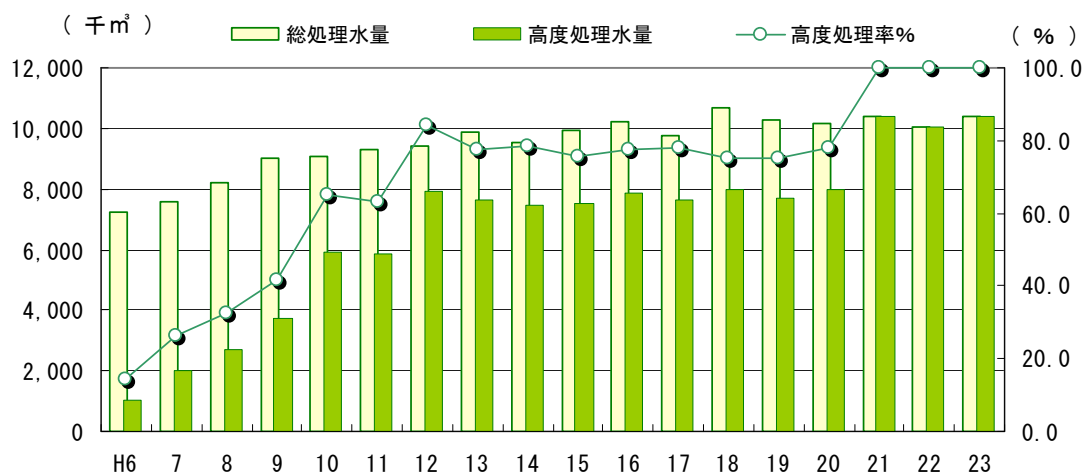
[資料:福岡県公害関係測定結果]

※1 接続：市が道路等に埋設した下水道管に、個人等が家庭等の汚水を流すために排水設備工事を行い接続すること。

※2 BOD、BOD75%値：BOD は、Biochemical Oxygen Demand の頭文字をとったもので、「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされる。
75%値とは年間の BOD 日間平均値の全データを数字の小さいものから順に並べ、0.75 × n 番目(n はデータの数)の値のことで、BOD の環境基準の評価はこの値で行う。

これは、公共下水道や集落排水施設等の下水道整備と高度処理(公共下水道)の導入が大きく貢献していると考えられます。また、玄海地域の下水道整備はほぼ終了し、今後、各家庭などからの下水道への接続が拡大すれば、水質の改善がさらに進むものと思われます。

■宗像終末処理場における高度処理率の推移



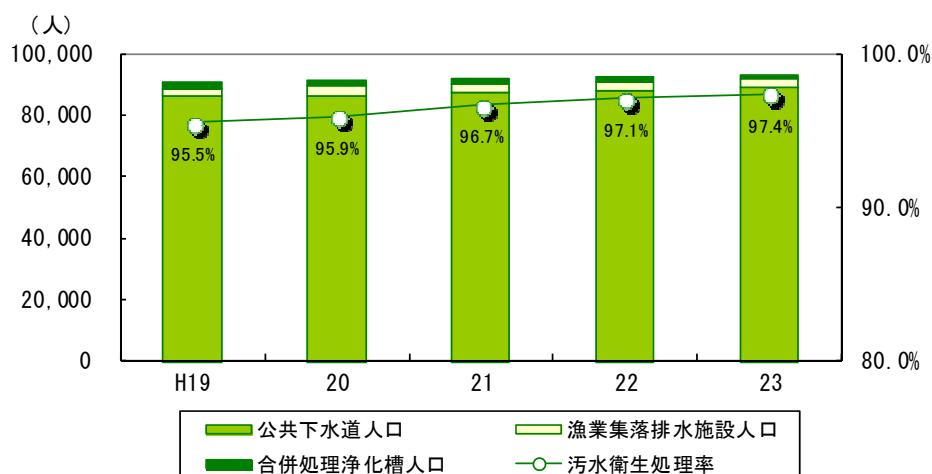
[資料:下水道課]

■下水道の普及率(H24年3月現在)

	世帯数 (戸)	処理区域戸数 (戸)	普及率 (%)
宗像地域	35,054	34,856	99.4%
玄海地域・大島地域	4,104	3,661	89.2%
宗像市	39,158	38,517	98.4%

[資料:下水道課]

■汚水衛生処理率の推移



※汚水衛生処理率: 各種生活排水処理施設の水洗化人口 ÷ 行政人口 × 100

[資料:宗像市一般廃棄物処理基本計画]

2) 目標達成のための個別施策

①公害の防止

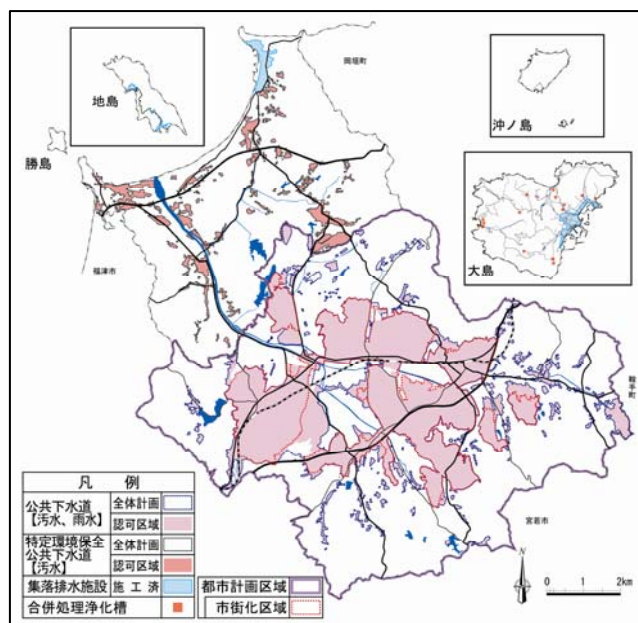
- 生活環境を保全するために公害監視体制の強化に努めます。
- 光化学オキシダントに関する注意報や警報が発令された場合または発令されそうな場合は、速やかに市民に対して注意を呼びかけます。
- 市民生活に伴うごみの不法焼却や空地の管理などの生活型公害への対応と啓発活動を推進します。

②生活排水等の適正な処理

- 下水道処理区域外では合併処理浄化槽の設置により、し尿及び雑排水の適正処理を推進します。
- 玄海地域における下水道への接続を推進します。

③生活に必要な水の確保

- 水道普及率の向上を図るとともに、安全供給や安全性の確保に努めます。
- 漏水調査の実施と早期発見、逐次修理を行い、効率的な水利用に努めます。



■下水道施設整備状況

2. 住み良いまちを持続するために

- (1) 循環型社会の構築
- (2) ごみ減量の推進
- (3) 生活環境の保全
- (4) “住み良いまちを持続するために” 行う協働の方策

(4) “住み良いまちを持続するために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

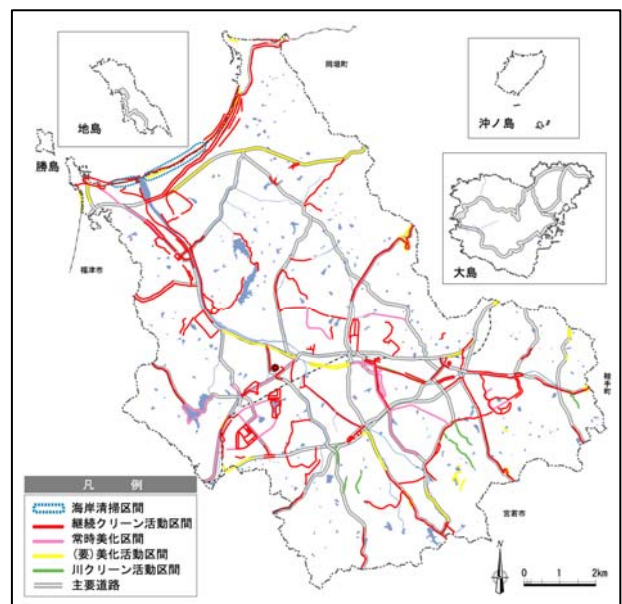
- 生活環境情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 生活環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- 食廃油石けんづくりなどの活動を支援します。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。[再掲]
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。[再掲]

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- 生活環境問題に取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。[再掲]

3) 環境保全活動の推進

- 市民による地域美化活動を促進します。
- アダプトプログラム※などの地域清掃活動への参加を促進します。
- 地域住民で共同活動を行う農地・水保管理支払交付金(水路の泥上げ、草刈りなど)を活用します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくります。[再掲]
- 団塊世代の積極的な取り組みを行います。[再掲]
- 市民活動の拠点として市民活動交流館を活用します。[再掲]



■ボランティアによる清掃活動区間

市民や団体、事業者などによる熱心な地域美化活動が行われています。

※**アダプトプログラム**：1985年にアメリカ・テキサス州で始まった清掃活動で、アダプトとは「adopt＝養子にする」という意味。里親である団体・個人が一定区間の道路を、愛情と責任を持って清掃活動をする。アダプトした道路区間には、団体名を表示し、通行者に対して道路美化の啓発を行うとともに、清掃活動に対する参加意欲を高める効果を期待し、市内ではクリーンアップむなかたの熱心な取り組みにより、道路や海岸の環境美化は著しく改善している。